

化学物質取扱業務従事者に係る 特殊健康診断の項目を見直しました (令和2年7月1日 施行)

労働安全衛生法及び関係法令に基づき、事業者には、一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変化しています。

このため、今回、国内外の研究文献等の医学的知見に基づき、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を全面的に見直しました。

それぞれの物質について、健康診断を適切に実施いただくようお願いします。

- ▶ 改正のポイント：1、2ページ
- ▶ 健康診断項目表：3～14ページ
- ▶ Q&A：15ページ
- ▶ 作業条件の簡易な調査における問診票(例)：16ページ

改正のポイント

1. 尿路系に腫瘍のできる化学物質の特殊健診項目の見直し（特定化学物質障害予防規則関係）

尿路系に腫瘍のできる化学物質（11物質）について、同様の障害を引き起こすとされ、最新の医学的知見を踏まえて設定されたオルトトリジン¹の項目と整合させました。

対象物質：ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、ジクロロベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、オルトトリジン及びその塩、ジアニジン及びその塩、オーラミン、パラジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ

2. 特別有機溶剤の特殊健診項目の見直し（特定化学物質障害予防規則関係）

特別有機溶剤（9物質）について、発がんリスクや物質の特性に応じて、項目を見直しました。

対象物質：トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、スチレン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン

3. カドミウム及びその塩の特殊健診項目の見直し（特定化学物質障害予防規則関係）

新たに得られたヒトに対して肺がんを引き起こす可能性があるという知見への対応や、腎機能障害の早期発見のため、項目を見直しました。

改正のポイント

4. 肝機能検査の見直し（特定化学物質障害予防規則関係）

オーラミン等11物質については、職業ばく露による肝機能障害リスクの報告がないことから、「尿中ウロビリノーゲン検査」等の肝機能検査を必須項目から外しました。

対象物質：オーラミン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、弗化水素、硫酸ジメチル、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロロベンゼン、ペンタクロルフェノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩

※下線は、二次健康診断において医師判断で肝機能検査を実施する物質

5. 赤血球系の血液検査の例示の見直し（特定化学物質障害予防規則関係）

近年、臨床の現場で全血比重検査があまり使われていないため、赤血球系の血液検査の例示から、全血比重検査を削除しました。（6物質）

対象物質：ニトログリコール、ベンゼン等、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロロベンゼン、弗化水素

6. 有機溶剤の特殊健診項目の見直し（有機溶剤中毒予防規則関係）

有機溶剤について、医師が必要と認めた場合に「腎機能検査」を実施できることとなっていること、また、必須項目の中に他に労働者の有機溶剤ばく露状況等を確認できる項目があり、健康障害のスクリーニングが可能であることから、必須項目から「尿中の蛋白の有無の検査」を外しました。

7. 四アルキル鉛の特殊健診項目の見直し（四アルキル鉛中毒予防規則関係）

最新の医学的知見や取扱量の減少等を踏まえ、鉛と同様、長期的なばく露による健康障害の予防とすることとし、鉛則の項目と整合させ、実施時期を「3月以内ごとに1回」から「6月以内ごとに1回」を見直しました。

8. 作業条件の簡易な調査の追加

（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則関係）

労働者の化学物質へのばく露状況を確認するため、必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加しました。

9. 尿路系に腫瘍のできる化学物質の健康管理手帳制度における健診項目の見直し

（労働安全衛生規則関係）

「1. 尿路系に腫瘍のできる化学物質の特殊健診項目の見直し」の11物質のうち、健康管理手帳制度の対象であるベンジジン等3物質について、健康管理手帳制度における健診項目もオルトートルイジンの項目と整合させました。

対象物質：ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジアニジン及びその塩

（※）「健康管理手帳」について

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた労働者に、国が健康管理手帳を交付して、無償で健康診断を受けられるようにする制度。

▶ 今回の健診項目を見直した主な化学物質について、改正後の健康診断項目は以下の表のとおりです。

化学物質の名称	ページ	トリクロロエチレン	9
ベンジジン及びその塩	3	四塩化炭素	9
ベーターナフチルアミン及びその塩	4	1,2-ジクロロエタン	10
4-アミノジフェニル及びその塩	4	テトラクロロエチレン	10
4-ニトロジフェニル及びその塩	5	スチレン	11
ジクロロベンジジン及びその塩	5	クロロホルム	11
アルファナフチルアミン及びその塩	6	1,4-ジオキサン	12
オルトトリジン及びその塩	6	1,1,2,2-テトラクロロエタン	12
ジアニシジン及びその塩	7	メチルイソブチルケトン	13
オーラミン	7	カドミウム及びその塩	13
パラジメチルアミノアゾベンゼン	8	鉛	14
マゼンタ	8	四アルキル鉛	14

■ ベンジジン及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ ベンジジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者が対象）
- ⑥ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑧ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）
- #### 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- ② 膀胱鏡検査
 - ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■ ベーターナフチルアミン及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者が対象）
- ⑥ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑧ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- ④ 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者が対象）

■ 4-アミノジフェニル及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 4-アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑥ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑦ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- ④ 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査

■ 4-ニトロジフェニル及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 4-ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑥ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑦ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- ④ 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査

■ ジクロルベンジジン及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ ジクロルベンジジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者が対象）
- ⑥ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑧ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■ アルファ－ナフチルアミン及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ アルファ－ナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者が対象）
- ⑥ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑧ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- ④ 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者が対象）

■ オルトートリジン及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ オルトートリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑥ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑦ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■ ジアニシジン及びその塩の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ ジアニシジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者が対象）
- ⑥ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑧ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■ オーラミンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
- ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
- ③ オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 尿中の潜血検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑥ 尿沈渣検鏡の検査
- ⑦ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 膀胱鏡検査
- ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■パラージメチルアミノアゾベンゼンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
 - ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
 - ③ パラージメチルアミノアゾベンゼンによるせき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - ④ せき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者が対象）
 - ⑥ 尿中の潜血検査
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】**
- ⑦ 尿沈渣検鏡の検査
 - ⑧ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】**
- ② 膀胱鏡検査
 - ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■マゼンタの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査（業務従事労働者が対象）
 - ② 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者が対象）
 - ③ マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - ④ 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - ⑤ 尿中の潜血検査
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】**
- ⑥ 尿沈渣検鏡の検査
 - ⑦ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査（業務従事労働者が対象）
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】**
- ② 膀胱鏡検査
 - ③ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

■ トリクロロエチレンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- ⑥ 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定
- ⑦ 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑧ 尿中の潜血の有無の検査
- ⑨ 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 白血球数及び白血球分画の検査
- ③ 血液像その他の血液に関する精密検査
- ④ CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
- ⑤ 神経学的検査
- ⑥ 肝機能検査 (血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査を除く)
- ⑦ 腎機能検査
- ⑧ 特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

■ 四塩化炭素の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- ⑥ 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 腹部の超音波による検査等の画像検査
- ③ CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
- ④ 神経学的検査
- ⑤ 肝機能検査 (血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査を除く)
- ⑥ 腎機能検査

■ 1, 2 –ジクロロエタンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 1, 2 –ジクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- ⑥ 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ-GTP) の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】**
- ② 腹部の超音波による検査等の画像検査
 - ③ CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
 - ④ 神経学的検査
 - ⑤ 肝機能検査 (血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ-GTP) の検査を除く)
 - ⑥ 腎機能検査

■ テトラクロロエチレンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- ⑥ 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定
- ⑦ 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ-GTP) の検査
- ⑧ 尿中の潜血検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
- 【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】**
- ② 尿沈渣検鏡の検査
 - ③ 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
 - ④ 膀胱鏡検査
 - ⑤ 腹部の超音波による検査
 - ⑥ 尿路造影検査等の画像検査
 - ⑦ 神経学的検査
 - ⑧ 肝機能検査 (血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ-GTP) の検査を除く)
 - ⑨ 腎機能検査

■ スチレンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定
- ⑥ 白血球数及び白血球分画の検査
- ⑦ 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（ γ -GTP）の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- ② 血液像その他の血液に関する精密検査
- ③ 聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査
- ④ 色覚検査等の眼科学的検査
- ⑤ 神経学的検査
- ⑥ 肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（ γ -GTP）の検査を除く）
- ⑦ 特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

■ クロロホルムの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（ γ -GTP）の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- ② 神経学的検査
- ③ 肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（ γ -GTP）の検査を除く）
- ④ 腎機能検査

■ 1, 4 – ジオキサンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 1,4-ジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- ② 神経学的検査
- ③ 肝機能検査 (血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査を除く)
- ④ 腎機能検査

■ 1,1,2,2 – テトラクロロエタンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 1,1,2,2-テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- ⑥ 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】
- ② 白血球数及び白血球分画の検査
- ③ 神経学的検査
- ④ 赤血球数等の赤血球系の血液検査
- ⑤ 肝機能検査 (血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (γ -GTP) の検査を除く)

■メチルイソブチルケトンの健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑤ 尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ② 神経学的検査
- ③ 腎機能検査

■カドミウム又はその化合物の健診項目

< 一次健康診断の項目 >

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ カドミウム又はその化合物によるせき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ⑤ 血液中のカドミウムの量の測定
- ⑥ 尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定

< 二次健康診断の項目 >

- ① 作業条件の調査
- ② 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ③ 尿中のカドミウムの量の測定
- ④ 尿中のアルファ1-ミクログロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミニターゼの量の測定
- ⑤ 腎機能検査
- ⑥ 胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診

■ 鉛の健診項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
- ④ 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ⑤ 血液中の鉛の量の検査※¹
- ⑥ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査※¹

※¹ 前回の健康診断時に受診していて、かつ、医師が必要でないと認める場合は省略できる。

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 作業条件の調査
- ⑧ 貧血検査
- ⑨ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑩ 神経学的検査

※ 鉛による自覚症状又は他覚症状は、「食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の痙痛等の消化器症状、四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、関節痛、筋肉痛、蒼白、易疲労感、倦怠感、睡眠障害、焦燥感、その他」がある。（参考通達：平成元年8月22日付基発第462号）

■ 四アルキル鉛の健診項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
- ④ いろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- ⑤ 血液中の鉛の量の検査※¹
- ⑥ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査※¹

※¹ 前回の健康診断時に受診していて、かつ、医師が必要でないと認める場合は省略できる。

【以下は、医師が必要と認める場合に実施する検査】

- ⑦ 作業条件の調査
- ⑧ 貧血検査
- ⑨ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑩ 神経学的検査

Q & A

Q1. 今回の改正で新たに追加された「作業条件の簡易な調査」とは、どのような調査ですか？

A1. 労働者のばく露状況の概要を確認するため、以下の項目等について、医師が当該労働者から聴取することにより調査をするものです。この調査の問診票については、16ページの「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」を参考にしてください。

- ①前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化
- ②環境中の当該物質の濃度に関する情報*¹
- ③作業時間
- ④ばく露の頻度
- ⑤当該物質の蒸気の発散源からの距離
- ⑥保護具の使用状況
- ⑦（経皮吸収されやすい化学物質について）皮膚接触の有無*²

*¹：当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等を、あらかじめ聴取する方法があります。

*²：皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に、過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認してください。

Q2. 「作業条件の調査」とは、どのような調査ですか？

A2. 労働者のばく露状況の詳細を確認するため、当該労働者のほか、衛生管理者や作業主任者をはじめとした関係者から聴取することにより、調査をするものです。

Q3. 「医師が必要と認める場合」に実施する検査項目について、実施の必要性をどのように判断するのですか？

A3. 健康診断の必須項目の結果や、前回までの当該物質の健康診断の結果などを踏まえて、医師が判断します。この場合の「医師」は、主に、健康診断を実施する医師、事業場において選任されている産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては健康管理を行う医師等となります。

- ▶ 「作業条件の簡易な調査」における問診票の例は、以下を参考にしてください。
(参考通達：平成21年3月25日付基安労発第0325001号)

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。
(注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。)

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
(時間/日)
(日/週)
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
・常に使用している
・時々使用している
・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
・常に使用している ⇒保護具の種類 ()
・時々使用している ⇒保護具の種類 ()
・使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
・あった
・なかった
・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して、定期に実施する健康診断における例示です。雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取してください。

条文の参照は、「厚生労働省法令等データベースサービス」で検索
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
(所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)